

## 次期ごみ処理施設の検討状況について

明石クリーンセンターは、平成 11 年に供用開始してから、今年度で 19 年目を迎え、経年劣化が進んでおり、今後、ごみ処理能力を維持していくためには、多額の保全工事費・修繕費が発生する見込みです。

一方、一般的にはごみ処理施設を建設する場合は、意思決定後に約 10 年程度の期間を要することから、現在のごみ処理施設は、一般的な建替時期とされる築後 20 年を大幅に超える稼働期間となることが確実な状況です。

このような状況のなか、引き続き良好な市民生活環境の維持や、コスト面を踏まえ、次期ごみ処理施設について検討を行いましたので、報告いたします。

### 1 明石クリーンセンターの現状について

- (1) 供用開始：平成 11 年
- (2) 総事業費：258 億円（内訳：焼却炉 219 億円、破碎選別施設 39 億円）
- (3) 機能・規模
  - ① 焼却施設 160 (t/日) × 3 基 = 480 (t/日) の処理が可能
  - ② 破碎選別・破碎施設 92 (t/日：5 時間) の処理が可能

### 2 これまでの検討内容

- (1) 次期ごみ処理施設のあり方(手法)

ごみ処理のあり方は、一般的に 3 つに分類されますが、今回はそれに加え長寿命化を含めた 4 項目を検討いたしました。

- ① 単独行政区によるごみ処理施設の運営(単独事業)
- ② 隣接地域との広域連合処理による運営(広域化)
- ③ 民間業者への委託(委託化)
- ④ 延命化(長寿命化)

〔具体的な検討の内容〕

① 単独事業	制度	焼却能力を300t/日以上を確保することが望ましく、それを下回る場合は、広域化を優先的に検討することとされています。	
	検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在のごみ発生量から20%以上のごみを減量しても、焼却能力が300(t/日)以上の焼却施設が必要になるものと考えられます。</li> <li>・ごみの分別方式や処理料金の価格設定など、市独自で決定出来ることから、市民ニーズの反映がしやすいメリットがあります。</li> </ul>	
② 広域化	方法	広域化は、隣接している市町村と共同で処理施設を建設・運営する方法で、対象は、隣接する加古川市・稲美町・播磨町・神戸市です。	
	検討	<p>【加古川市、稲美町、播磨町】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高砂市を含む2市2町で平成19年から広域化の検討開始、平成28年度からは新施設建設に着手し焼却能力を716(t/日)から429(t/日)まで縮小しています。</li> <li>・明石市が参入するには、受入能力が不足しており、現実的には事業参入は厳しい状況です。</li> </ul> <p>【神戸市】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大5施設から3施設に統廃合する独自の計画を策定し、焼却能力3,000(t/日)から2,100(t/日)まで縮小しています。</li> <li>・大規模改修工事中(約2年)は、2施設で稼働するため、受入能力が不足する。</li> <li>・ごみの運搬距離が長くなることによるコストの増大や、ごみの分別方式や処理料金の相違など、新たな検討事項が発生することとなります。</li> </ul>	困難
③ 委託化	方法	市内の民間事業者へ処理を委託する方法です。	不可能
	検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に全量の一般廃棄物を処理できる規模の民間施設が存在せず、その敷地確保も困難で、また、全国的に非常に事例が少ない方法です。</li> <li>・委託化による安定的な一般廃棄物の処理は不可能であると考えられます。</li> </ul>	
④ 延命化(長寿命化)	制度	国庫交付金を活用した長寿命化は、ごみ処理施設の運営に係るCO <sub>2</sub> の排出量を3%削減することと、10年の延命化をすることが条件となります。	実施中
	検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・明石クリーンセンターは、建設当時から高効率の処理施設であるため、更なるCO<sub>2</sub>の3%削減は困難であることから、平成24年度以降、延命化を目的とした重点化工事(交付税措置対象)に着手しており、現在も工事を実施しております。</li> <li>・同一行政区内に複数の施設を所有している場合には、1つの施設を約2年間完全休止し、大規模改修工事を実施した上で30年を超える供用期間を確保している事例があります。</li> <li>・明石市では、長期停止期間中のごみ処理が不可能であることやすでに延命化に着手していること、現時点で30年近い稼働が必要なことから、これ以上の延命化は建替えるより費用が増大するものと考えられます。</li> </ul>	

## (2) 建設場所の検討

- ① ごみ処理施設を建設できる広大な敷地の確保が必要です。
- ② 最終処分場に近接していることにより、焼却灰や不燃物の搬送の効率が良く、災害時も安定した事業継続が見込まれます。

なお、旧大久保清掃工場跡地を利用する場合、その解体費に国庫交付金(1/3)を活用できるメリットもあります。

## 3 庁内の検討結果

庁内の検討により

**次期ごみ処理施設は、単独事業による建替えが最も現実的であり、  
建設場所は、旧大久保清掃工場跡地が最善である**

という結果に至りました。

## 4 今後の取り組み

これらの検討内容について、市議会及び市民のご理解を賜り、国庫交付金採択に必要な循環型社会形成地域計画を環境省に早期に申請したいと考えております。

なお、申請した循環型社会形成地域計画が平成29年度中に承認されますと、交付金の一部が特例措置の適用を受け、1/3から1/2へ引き上げられる見込みがあり、より一層の市民負担の軽減が図れるようになります。

これからも、引き続き処理施設の規模や維持管理方式の検討などイニシャルコストやランニングコスト削減に向けた調査・研究及び耐震強化や環境学習設備など機能面についての検討を進めてまいります。